

五農林発第9-1号
令和8年4月10日

各公民館長・組長 殿

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘
(公 印 省 略)

野生鳥獣による農林作物等の被害状況等調査について（依頼）

日頃より五ヶ瀬町の鳥獣行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、五ヶ瀬町では有害捕獲の推進や防護柵整備等により、有害鳥獣による農作物等の被害軽減に努めているところです。

この調査により各地域の被害状況の把握や今後の被害対策の参考としますので、別紙調査票に記入・取りまとめの上、役場農林課までご提出ください。

記

- 1 調査対象期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
- 2 調 査 票 裏面調査票のとおり
- 3 提 出 先 五ヶ瀬町役場 農林課 林業振興係
- 4 提 出 期 限 令和8年4月24日（金）

（文書取扱 農林課）

鳥獣被害対策担当 原
TEL 0982-82-1705
FAX 0982-82-1724

被害調査票

第 _____ 区 _____ 組

留意事項

1. 調査期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。
2. 農作物(水稲・野菜・果樹)や森林、椎茸等の被害についてご記入ください。

被害作物	栽培目的	加害鳥獣	被害時期	被害面積	被害の程度 (下の番号から選択)
(例)水稲	<input checked="" type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()	9月下旬	3a	3
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	
	<input type="checkbox"/> 販売用 <input type="checkbox"/> 自家消費用	イノシシ・シカ・タヌキ ・アナグマ・カラス その他()		a	

【被害の程度】 こちらから該当する番号を選択してください。

- 1.ごくわずかの被害 ⇒ 10%
- 2.少しの被害 ⇒ 30%
- 3.作付面積全体の半分の被害 ⇒ 50%
- 4.作付面積全体の大半の被害 ⇒ 70%
- 5.全滅の被害 ⇒ 100%

令和8年4月24日(金) 〆切 役場農林課まで